

令和4年度建築基準適合判定資格者検定直前講習会

質問No.	質 問	回 答
1	<p>構造の演習問題「建築計画3」のZの数値についてですが、計画の概要では0.9とあり、表Aでは1.0とあります。計画の概要のZと表AのZの数値が違っていますが、これは別の意味を指すものなのでしょうか？</p>	<p>表Aの1.0は誤りで、正しくは計画の概要と同じ0.9です。申し訳ございませんでした。</p>
2	<p> 考查Bの演習・解説 建築計画2 14 直通階段の数及び歩行距離 令第121条第1項第二号で、物品販売業を営む店舗の床面積が1500㎡を超える場合は2以上の直通階段が必要ですが、解答例には2階の検討がされていません。 この場合の物品販売業を営む店舗の床面積はどのように算定するのでしょうか。 ① $840\text{㎡} \times 2 = 1680\text{㎡}$ (全体共用部分を含む) →対象内 ② $352.00 + 309.50 + 448.00 + 261.80 + 32.40 = 1403.7\text{㎡}$ (全体共用部分を除く) →対象外 ③ 2階以上の部分にある物品販売業を営む店舗の床面積の合計 = 1500㎡以内 →対象外 (検討されていないことから①では無いと思われます) よろしくお願ひします。 </p>	<p> 令第121条第1項第二号により、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が1500㎡を超えるものに限る。）の用途に供する階でその階に売場を有するものについては、2以上の直通階段が必要になります。ご質問の②での検討になります。 店舗部分の合計面積は、与えられた面積表（1階については、$352\text{㎡} + 309.5\text{㎡}$、2階については$448\text{㎡} + 261.8\text{㎡} + 32.4\text{㎡}$）によると、合計$1403.70\text{㎡} \leq 1500\text{㎡}$となり、2以上の直通階段が不要になります。 次に第六号により、5階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階で200㎡(主要構造部が耐火構造の場合は400㎡)、その他の階は100㎡(主要構造部が耐火構造の場合は200㎡)を超えるものは、2以上の直通階段が必要になります。計画では直上階840㎡、3階840㎡、4階630㎡なので、2以上の階が必要となります。 図面には2以上の階段が設置されていることから、その妥当性を確認すれば足りるため、解答では、六号に該当することを解説し、二号の説明については省いたものです。 </p>